

厚生労働省、検討会への追加申し入れ

2008年3月6日

昨年12月13日の申し入れ書において、「喜友名さんの労災申請に対して、非例示疾病であることの他に、過酷な原発被曝労働を強要され健康への影響がないがしろにされた点においても厚生労働省・検討会で取り上げられるべきである。」と指摘し、私達が入手・分析し得た資料（添付資料1）から過酷な被曝労働を示す事実7点を示しました。

私たちは、過酷な被曝労働の一方で健康への影響がないがしろにされたことは明らかで、労災認定は当然の償いであると考えています。

遺族・関係者は補償は当然のことであると信じ、労災申請されました。改めて、労働行政の責任元の厚生労働省と検討会に労働者保護の責任ある対応を求めるものです。

その後の私たちの調査を踏まえて、下記の事項を追加申し入れします。

1. 喜友名さんは主として原子力発電所、再処理工場の定期検査の現場で非破壊検査に従事したとされています。しかし、喜友名さんは非破壊検査従事者の平均被曝と比べて1.1倍から4.0倍も被曝しています。（追加資料1）原子力発電所における定期検査に従事したことが大きな要因と考えられます。

原子力発電所における業務の調査様式での追加調査を行うことを求めます。

2. 喜友名さんが放射線業務に従事開始した時期を調べると、定期検査の開始前から従事しているケースを含め、定期検査の初期に従事しているケースが大半を占めています。（追加資料2）2004年の美浜3号炉事故で、原発を稼働させながら定期検査の準備作業を行っていたことが多数の労働者の命を奪い、大きな問題となりました。喜友名さんも定期検査開始前の危険な現場で働いていたのです。この観点から新たに、喜友名さんがどのような現場でどのような作業を行っていたのかについて調査する必要があると考えます。

定検開始前の従事例、定期検査初期の従事例について調査することを求めます。

3. 喜友名さんの労働実態を知ることは遺族・関係者にとっても必要なことであり、知らされるべきです。喜友名さんの従事した作業に係る、作業計画・労働環境の資料、作業記録が遺族・関係者にわたるよう、厚生労働省のご尽力をお願いします。

以上

喜友名正さんの労災認定を支援する会

（責任団体） 原水爆禁止日本国民会議、原子力資料情報室、関西労働者安全センター、
反原子力茨城共同行動、原発はごめんだ！ヒロシマ市民の会、ヒバク反
対キャンペーン

連絡先：〒666-0115 川西市向陽台1-2-15 ヒバク反対キャンペーン 建部暹

Tel & Fax 072-792-4628

〒162-0065 東京都新宿区住吉町8-5曙橋コーポ2階B 原子力資料情報室 渡辺美紀子

電話：03-3357-3800 FAX：03-3357-3801